

富山県低公害車普及対策推進実施計画

第1．趣旨

低公害車普及促進のための活動は、国だけでなく地方自治体や経済界等の協力を得て実施することで、その効果が期待できる。

地球温暖化対策や地球環境対策の観点からも低公害車の普及は重要な課題であり、地域の連携を深め問題の解決に当たることが求められている。

これらの観点から、富山県低公害車導入促進協議会（以下「協議会」という。）では、次のことについて重点的に実施又は実施に向けて検討を進める。

第2．低公害車の普及目標

県内における低公害車については、2010年度までのできるだけ早い時期に11万台以上の普及を目指すものとする。

第3．実施事項

- 1.低公害車普及に関する広報活動
- 2.国が実施する低公害車に関する情報の提供及び意見交換等のためのメーリングリストの作成・運営
- 3.セミナー、シンポジウム等の開催
- 4.低公害車の普及に向けたイベントの開催
- 5.燃料充填所の整備等低公害車の導入に必要な基盤整備の検討
- 6.その他低公害車の普及等に資する取り組み等の検討

第4．当面の活動方針

- 1．広報活動について
関係機関の広報誌等を活用し、関係者に低公害車普及への協力を呼びかけるとともに、低公害車導入に係る情報を提供する。
新聞等のマスコミに対して、低公害車普及についての情報の掲載、広報の依頼に努める。
- 2．低公害車メールマガジン会員の登録の促進について
地方自治体や企業等に、「低公害車メールマガジン会員の登録パンフレット」を配布するなどし、自動車購入担当者に対してメールマガジン会員の登録を積極的に呼びかける。

- 3 . セミナー等の開催について
自治体や企業の購入担当者を対象としたセミナーを開催する。
関係機関等とタイアップし、低公害車の普及促進に向けたイベントを開催する。
- 4 . 計画作成等
会員は、自ら実施できる範囲で、自主的な低公害車導入計画の策定と導入結果の把握に努める。

第 5 . その他

- 1 . 協議会は、年に 1 回開催し、実施事項を検証して、今後の活動をフォローアップするものとする。
- 2 . 本実施計画は、低公害車の普及状況等を勘案し、適宜見直しを図るものとする。